

平成25年10月1日

株式会社 中国銀行

国土交通省および一般社団法人 環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について
～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係構築～

当行では、国土交通省および一般社団法人 環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しました。パートナー協定書の内容については以下のとおりです。

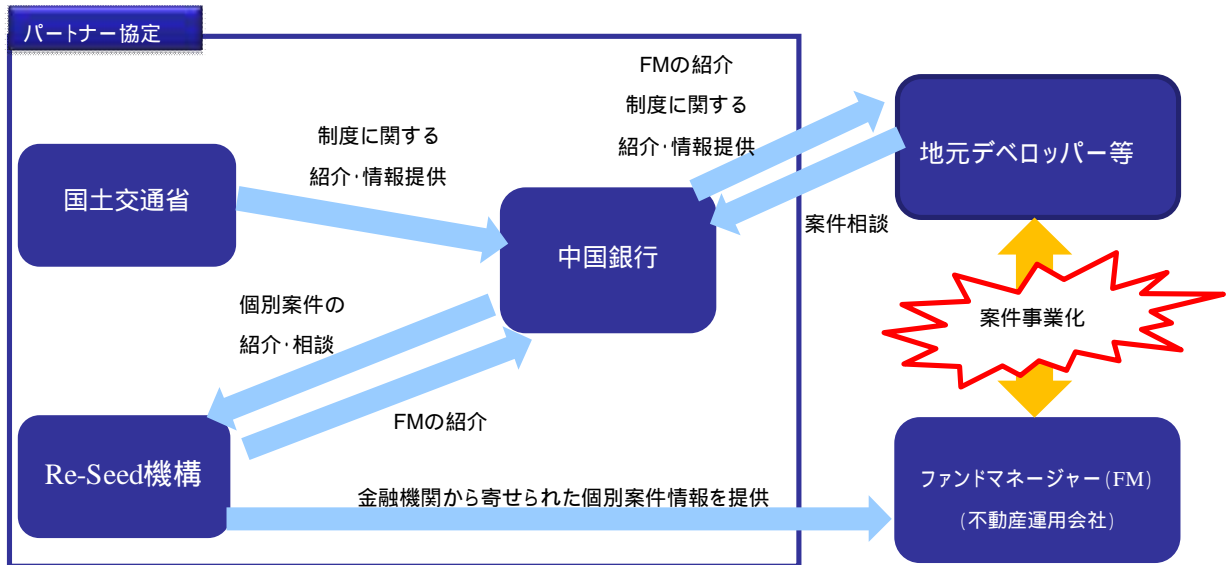
1. 当行、国土交通省および Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業（注1）および改正不動産特定共同事業法（注2）に基づく事業（以下「両事業」）の活用を促進することになりました。
2. 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等をおこないます。

パートナー協定の締結を通じて、両事業に関する有益な情報を有する国土交通省および Re-Seed 機構と密接な協力関係を構築することにより、耐震・環境性能を有する良質な不動産を形成し、地域活性化に貢献できるよう活動してまいります。

（注1） 老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくりおよび地球温暖化対策を推進する。

（注2） 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引をおこない、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業をおこなうために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出をおこなうことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が6月におこなわれた（公布より6か月以内の施行）。

【イメージ図（パートナー協定）】



以上